

(口) 行政執行法施行令

(明治三十三年六月二日) 勅令第二百五十三號

- 第一條 廳府縣長官ハ行政執行法第三條ノ健康診斷ヲ行フカ爲必要ナル設備ヲ爲スヘシ
- 前項設備ニ要スル費用ハ廳府縣警察費ヲ以テ之ヲ支辨スヘシ
- 第二條 生命、身體若ハ財産ニ對シ危害切迫セリト認メ又ハ水陸ノ交通ニ危害ヲ及スノ虞アリト認メタルトキハ當該行政官廳ハ行政執行法第四條ニ依リ必要ナル措置ヲ爲スコトヲ得
- 左ノ各號ニ掲ケタル土地、物件ニ關シテハ法令ノ規定ニ違背シ因テ危害ヲ生シ又ハ健康ヲ害スルノ虞アリト認メタルトキ亦前項ニ同シ
- 一 崩壞又ハ人ヲ陷落セシムルノ虞アル場所
- 二 家屋其ノ他ノ工作物
- 三 船車其ノ他交通ノ用ニ供スル器具又ハ裝置
- 四 汽關、汽機及其ノ附屬裝置
- 五 前各號ニ掲ケタルモノノ外主務大臣ノ定メタル土地、物件
- 第三條 危害豫防ノ爲又ハ衛生上必要ト認ムル物品ハ

- モノナルトキ又ハ不行爲ヲ強制スヘキトキハ命令ノ規定ニ依リ二十五圓以下ノ過料ニ處スルコト
- 前項ノ處分ハ豫メ戒告スルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス但シ急迫ノ事情アル場合ニ於テ第一號ノ處分ヲ爲スハ此ノ限ニ在ラス
- 行政官廳ハ第一項ノ處分ニ依リ行爲又ハ不行爲ヲ強制スルコト能ハスト認ムルトキ又ハ急迫ノ事情アル場合ニ非サレハ直接強制ヲ爲スコトヲ得ス
- 第六條 第三條及第五條ノ費用及第五條ノ過料ハ國稅徵收法ノ規定ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得
- 行政官廳ハ前項ノ徵收金ニ付國稅ニ次キ先取特權ヲ有ス
- 第一項ノ費用及過料ニ關スル繰替支辨、收入ノ所屬其ノ他必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第七條 認可又ハ許可ヲ受クルニ非サレハ所有スルコトヲ得サル物件行政廳ノ保管ニ歸シタル場合ニ於テ其ノ所有ヲ認許スヘカラサルトキハ其ノ所有權國庫ニ歸屬ス假領置ヲ爲シタル物件ニシテ一箇年以内ニ交付ヲ請求スル者ナキトキ亦同シ

主務大臣ノ定ムル所ニ依リ必要ナル分量ヲ試驗用ノニ供スルコトヲ得

- 第四條 行政執行法第五條ノ過料ハ處分ヲ爲ス行政官廳ノ區別ニ從ヒ左ノ金額ヲ超ユルコトヲ得ス
 - 一 各省大臣 二十五圓
 - 二 廳府縣長官 十圓
 - 三 其ノ他ノ行政官廳 二圓
- 第五條 行政執行法第五條ノ戒告ハ履行期間ヲ定メ且書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ
- 第六條 行政執行法第五條ノ費用ノ徵收ハ現ニ要シタル費用及其ノ納期日ヲ決定シ決定書ノ正本ヲ義務者ニ交付シテ之ヲ爲スヘシ
- 過料ノ處分ハ其ノ金額及納期日ヲ決定シ決定書ノ正本ヲ義務者ニ交付シテ之ヲ爲スヘシ
- 第七條 行政執行法第五條ノ費用ハ事務費ノ所屬ニ從ヒ國庫又ハ府縣經濟ヨリ之ヲ支出シ其ノ徵收金及過料ハ事務費ノ所屬ニ從ヒ國庫又ハ府縣經濟ニ收入スヘシ
- 前項ノ規定ハ行政執行法第三條ノ費用ニ付之ヲ準用ス但シ本人又ハ媒合者ヲシテ病院ニ辨償セシムルトキハ此ノ限ニ在ラス

附錄 消防關係法令

附則

- 第八條 他ノ法令ノ規定ニ依リ行政官廳ニ於テ行政處分ヲ強制スル爲豫メ戒告ヲ爲ストキ、自ラ義務者ノ爲スヘキ行爲ヲ爲シ若ハ第三者ヲシテ之ヲ爲サシメ其ノ費用ヲ義務者ヨリ徵收スルトキ又ハ行政處分ヲ強制スル爲過料ニ處スルトキハ第五條、第六條及第七條第一項ノ規定ヲ準用ス

(ハ) 行政警察規則 (明治八年三月七日) 太政官達第二十九號

- 行政警察規則別冊ノ通相定候條本年四月一日ヨリ施行可致就テハ從前捕亡吏取締組番人等ノ名稱ヲ廢シ巡查ト改稱可致此旨相達候事
- 但捕亡費ヲ改メテ警察費ト稱シ定額ハ先從前ノ通ニ候條出張所並吏員配置ノ儀ハ適宜タルヘク尤差向規則ノ通施行難致事情有之向ハ其段内務省ヘ可申出事 (別冊)
- 行政警察規則
- 第一章 警察職務ノ事
- 第一條 行政警察ノ注意タル人民ノ凶害ヲ豫防シ安寧ヲ保全スルニアリ
- 第二條 各府、東京府ヲ除ク、縣長官其事務ヲ提掌シ警

部ヲシテ之ヲ分掌セシメ便宜各所ニ出張シ巡查ヲシテ各部ニ分派シ巡邏巡察セシム

第三條 其ノ職務ヲ大別シテ四件トス

第一 人民ノ妨害ヲ防護スルコト

第二 健康ヲ看護スルコト

第三 放蕩淫逸ヲ制止スルコト

第四 國法ヲ犯サントスル者ヲ隱密中ニ探索警防スルコト

第四條 行政警察豫防ノ力及ハスシテ法律ニ背ク者アルトキハ其犯人ヲ探索逮捕スルハ司法警察ノ職務トス之ヲ行政警察ノ官ニ於テ行フトキハ檢事章程並司法警察規則ニ照スヘシ

第五條 警察官吏ハ公同一般ノ裨益ヲ計リ一家隱微ノ小惡ヲ發ク可ラス且一己ノ功ヲ貪リ警察一般ノ目的ヲ愆ル可ラス

第二章 警部勤務ノ事

第一條 各出張所ニ派出セル警部ハ時時本廳ニ參會シ事務ヲ商議シ處分異同ナキヲ要スヘシ

第二條 凡ソ布告布達ハ其旨趣ヲ巡查ニ教示シ誤解スルモノナキヲ要スヘシ

第三條 時時區内ヲ巡視シ其景況並巡查ノ勤怠正否ヲ

察スヘシ區内ノ人員戶數職業等ハ成丈ケ詳知スルヲ要スヘシ

第四條 區内ノ事故ハ日報ヲ以テ長官ニ報告スヘシ若シ非常緊急ノ事件アレハ速ニ報知スヘシ時機ニ因リ直ニ警保頭ニ報知スルコトヲ得ヘシ

第五條 凡ソ警察ノ事ニ付テハ直ニ他府縣ノ警察官ニ報知若クハ照會スルコトヲ得ヘシ

第六條 達又ハ訊問等ノコトアルニ付アハ勅發官及華族並有位ノ者ハ家令家扶執事ヲ呼出スヘシ判任官以下士族平民ハ直ニ本人ヲ呼出スコトヲ得ヘシ

第七條 違警犯人ハ其犯情ヲ按シ違警條目ニヨリ處斷シテ後長官ニ具申シ其疑按アルモノハ長官ノ指揮ヲ受ケテ處分スヘシ

第三章 巡查勤方ノ事

第一條 第一章第三條ヲ以テ職務ノ大目的トナスヘキ事

第二條 持區内ノ居民並道路行人ヨリ困難出來シテ救護ヲ乞フトキハ何時ニテモ乞ニ應シ或ハ救護ヲ乞ハサルモ見聞次第力ヲ盡シテ防護スヘシ

但街路其外ニテ人命ニ係ル危難有之節ハ瞬速救護シ最寄ノ醫ヲ頼ミ治療ノ手續懇切ニ取計フヘシ

第三條 老幼癡疾婦人等ハ就中注意シテ保護スヘシ

第四條 持區内ノ大小往來筋及市街村落ノ位置區長戶長ノ宅等盡ク群知スヘシ

第五條 持區内ノ戶口男女老幼及ヒ其職業平生ノ人トナリニ至ル迄ヲ注意シ若シ無産體之者集合スルカ又ハ怪シキ者ト認ムルトキハ常ニ注目シテ其舉動ヲ察スヘシ

第六條 持區内ヘ他ヨリ移リ來ル者アラハ前條ニ隨テ速ニ之ヲ探知スヘシ

但右等ノ事ニ付權威ヲ以テ其人ヲ呼出ス等ノ儀ハ決シテ有之間敷勉メテ常人ノ覺知セサル隱密ニ探偵スルヲ以テ警察ノ本意トス若シ已ムヲ得サルコトアルトキハ自ラ行テ詢問スヘシ

第七條 布告布達等總テ新令ノ出ルニ付人心ノ信否ヲ考察シテ警部ニ報知スヘシ

第八條 巡邏中職務ニ關スル大小ノ事故ハ逐一手帖ニ記シ警部ヘ報知スヘシ

第九條 非番タリトモ合圖アルカ又ハ臨時呼出テ受レハ早速其場ニ驅付ヘク平常其心掛アルヲ要ス

第十條 往來筋ノ妨害トナルヘキ物ヲ見ルトキハ速ニ之ヲ取除カシムヘシ

附錄 消防關係法令

第十一條 道路ノ荒蕪溝渠ノ淤塞及ヒ不潔物アレハ之ヲ戶長ニ告ケ掃除ノ手續ヲナスヘシ

第十二條 官舎橋梁道路其他公有ノ建造物破損スルトキハ警部ニ報告スヘシ

第十三條 行人ニ道路或ハ其他ノ事ヲ尋問セラルルトキハ丁寧ニ教示スヘシ

第十四條 稚兒道ニ迷フアラハ之ヲ保護シ其居所不分明ナル者ハ之ヲ其他ノ戶長ニ預ケ之ヲ警部ヘ報告スヘシ若シ其居所分明ニシテ其持區内ナラハ直ニ之ヲ送致シ他ノ區ナラハ其地ノ區戶長ニ掛合送致ノ手續ヲナスヘシ

第十五條 芝居其他群集ノ所ニハ出張シテ亂雜ヲ防制スヘシ

第十六條 放レ牛馬アレハ之ヲ便宜ノ所ニ留メ置キ其主分明ナル者ハ之ヲ附與シ然ラサレハ警部ノ指圖ヲ受クヘシ

第十七條 路上酒ニ酔ヒ失心スル者ハ之ヲ注意シ又ハ最寄人民ニ介抱セシメ其暴動スル者ハ取押ヘ其地ノ戶長ニ引渡スヘシ

第十八條 路上狂獵人アレハ穩ニ之ヲ介抱シ其暴動スル者ハ取押ヘ其地ノ戶長ニ引渡スヘシ

- 第十九條 路上ニ狂犬アレハ之ヲ打殺シ月長ニ告ケ之ヲ取棄ル手續ヲナスヘシ
- 第二十條 道路河渠ニ死屍アルトキハ其模樣ヲ檢シ警部ニ報知シ指揮ヲ受クヘシ
- 第二十一條 獸畜ノ死骸アルトキハ速ニ月長ニ告ケ之ヲ取除ク手續ヲナスヘシ
- 第二十二條 鳥獸魚類其他飲食物ヲ販賣スル店ニ贗造腐敗ノ品之アルヤチ當ニ檢査スヘシ
- 第二十三條 人家夜間戸締油斷ノ者アレハ速ニ之ヲ其主ニ知ラスヘシ
- 第二十四條 怪シキ者ヲ見認ルトキハ取糺シテ様子ニ依リ持区内出張所ニ連行或ハ警部ニ密報シ差圖ヲ受クヘシ倉卒ノ取計アル可ラス
- 第二十五條 失火ノ節ハ巡查失火ノ合圖ヲナシ一般ニ知ラシム且燒失ニ罹ル家ハ其家人ヲ助ケ消防ノ事モ勤ムヘシ消防人已ニ集ルニ至レハ勉テ亂雜及竊盜ヲ防ク事ニ注意スヘシ
- 第二十六條 同斷ノ節第一ニ其人ヲ救ヒ出シ次ニ書類金貨等ヲ出スヘシ又官廳其他區戶長等ノ宅ハ文書ヲ第一ニ取出スヘシ

第四章 巡查心得ノ事

- 借ル等ノ儀決シテ有之間敷事
- 第十一條 出勤中醉態ヲ露ハシ又ハ婦女ニ對シ戯ケ間敷儀等決シテ有之間敷事
- 第十二條 機密ノ節ハ勿論職務ニ掛リタル事ハ總テ他言致間敷事
- 第十三條 公事出入等ニハ一切關係致間敷若シ強テ相頼候者アラハ警部ヘ具申スヘキ事
- 第十四條 官ヨリ相渡サレタル得物ノ外兵器ヲ携ル儀ハ不相成且相渡サレタル品ハ大切ニ取扱フヘキ事
- 第十五條 得物ハ自身ヲ擁護スル具ト心得猥リニ人ヲ打擲致間敷候勿論兇暴人アリテ手ニ餘リ不得止節ハ格別ノ事
- 第十六條 巡邏中傍人ノ嘲哂スルコトアリト雖モ必ス恥辱ト思フヘカラス能ク忍耐シテ相當ノ處置ヲナシ決シテ憤怒ノ色ヲ顯ハシ争鬪ケ間敷儀致間敷事
- 第十七條 何様ノ事アリトモ職務上ニ付キ人民ヨリ謝物トシテ金銀物品ヲ受クルコト有ル可ラサル事
- 第十八條 巡邏中ハ必ス役服ヲ着用シ能ク容姿ヲ正フシ他人ト同行シテ雜談ス可ラサル事
- 第十九條 每朝衣服冠物其他器械ヲ檢査シ常ニ見苦シカラサル様注意スヘキ事

附錄 消防關係法令

- 第一條 專ラ行儀作法ヲ正シクシ威權ケ間敷儀之ナクシテ區民ノ侮慢ヲ受ケサル様可心掛事
- 第二條 法度規則ヲ確守シ上官ノ命令ヲ遵奉スヘシ決シテ職外ノ事ヲ議スヘカラサル事
- 第三條 同勤中ハ一心同體ト心得常ニ謙遜温順ヲ旨トシ忠實ヲ以テ交誼ヲ盡シ職務ニ怠ラサル様互ニ獎勵スヘキ事
- 第四條 節儉ヲ守リ分限不相應ノ儀致間敷事
- 第五條 職務上ニ付上官ニ申立ノ事ハ總テ眞直ヲ旨トシ愛憎偏倚ノ儀決シテ有之間敷尤後日ニ至リ前言ヲ翻改スル儀無之様可心掛事
- 第六條 巡邏中道路行人並營業ノ者ノ妨ニ不相成様可心掛事
- 第七條 往來ノ者ヲ取扱ニハ柔和ヲ旨トシ辨ヘナキ者ハ殊更穩ニ取扱ヒ決シテ凌辱ヲ加ヘ手荒キ處置致間敷事
- 第八條 取調ノ爲人家ニ至ル節ハ接對筋總テ懇篤ニ可致但公私ノ分ヲ守リ狎狎敷儀決シテ有之間敷事
- 第九條 巡邏中私ニ人家ニ立寄候儀ハ勿論徒ラニ市店ヲ詠メ職務ヲ怠ル間敷事
- 第十條 持区内ニテ金譚等頼入レ或ハ物ヲ買ヒ其價ヲ

第二十條 屯所ハ毎朝清潔ニ掃除スヘキ事

(二) 警視廳官制(大正二年六月十三日勅令第四百四十九號)

- 第一條 警視廳ニ左ノ職員ヲ置ク
 - 警視總監 勅任
 - 官房主事 專任一人 奏任
 - 警務部長 奏任
 - 刑事部長 奏任
 - 保安課長 奏任
 - 衛生部長 奏任
 - 理事官 專任一人 奏任
 - 警視 專任五十五人 奏任
 - 消防司令 專任三人 奏任
 - 技師 專任十三人 奏任
 - 警部 專任百六十七人 奏任
 - 屬 專任二十五人 奏任
 - 消防士 專任十四人 奏任
 - 消防機關士 專任八人 奏任
 - 工場監督官補 專任九人 奏任
 - 技師 專任四十四人 奏任
 - 通譯 專任一人 奏任

警部補

列任

警部補ノ定員ハ内務大臣ノ認可ヲ受ケ警視總監之ヲ定ム

第二條 大正九年勅令第二百六十二號第一條ノ規定ニ依リ俸給最低額ヨリ低キ俸給ヲ受クル技師及技手ニシテ他ノ職務ニ従事スル者ノ員數ハ主トシテ従事スル職員ノ定員ノ内トシ其ノ他ノ職員ノ定員ノ外トス

第三條 警視總監ハ内務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ東京府下ノ警察消防及特ニ内務大臣ノ指定スル衛生事務並工場法施行ニ關スル事務ヲ管理シ各省ノ主務ニ關スル事務ニ付テハ各省大臣ノ指揮監督ヲ承ケ

第四條 警視總監ハ部内ノ行政事務ニ付其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ管内一般又ハ其ノ一部ニ廳令ヲ發スルコトヲ得

第四條ノ二 警視總監ハ非常急變ノ場合ニ臨ミ兵力ヲ要シ又ハ警護ノ爲兵備ヲ要スルトキハ東京衛戍總督又ハ師團長ニ移牒シテ出兵ヲ請フコトヲ得

第五條 警視總監ハ其ノ主務ニ付テハ東京府下ノ郡長、島司、市長、區長及町村長ヲ指揮監督ス

第六條 警視總監ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ奏任官ノ功過ハ内務大臣ニ具狀シ判任官以下ノ進退ハ之ヲ行

五 高等警察ニ關スル事項
六 會計ニ關スル事項
七 他ノ主管ニ屬セサル事項

第十二條 警視廳ニ部ヲ置キ事務ヲ分掌セシムルコト左ノ如シ
警務部
一 警務ニ關スル事項
刑事部
一 刑事ニ關スル事項
保安部
一 建築警察、風俗警察及危險物取締等ニ關スル事項
二 營業警察及交通警察等ニ關スル事項
衛生部
一 衛生警察及衛生ニ關スル事項
消防部
一 水火消防ニ關スル事項

第十三條 官房主事ハ警視總監ノ命ヲ承ケ官房ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス
第十四條 部長ハ警視總監ノ命ヲ承ケ所部ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

附錄 消防關係法令

フ

第七條 警視總監ハ廳中處務ノ細則ヲ設ケルコトヲ得
第八條 警視總監事故アルトキハ警務部長其ノ職務ヲ代理ス

警視總監及警務部長共ニ事故アルトキハ内務大臣ニ於テ他ノ高等官ノ一人ヲシテ警視總監ノ職務ヲ代理セシム

警視總監ハ其ノ廳ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第九條 警視總監ハ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ警察署長又ハ警察分署長ニ委任スルコトヲ得

第十條 警視總監ハ警察署長又ハ警察分署長ニ處分又ハ命令ニシテ成規ニ違ヒ、公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ處分又ハ命令ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

第十一條 警視廳ニ總監官房ヲ置キ左ノ事務ヲ掌ラシム
一 官吏ノ進退及身分ニ關スル事項
二 文書ノ往復及記録編纂ニ關スル事項
三 官印廳印ノ管守ニ關スル事項
四 各部所成案ノ審査及制規ニ關スル事項

警務部長ハ行政警察事務ノ執行ニ關シ警視總監ノ命ヲ承ケ警察署長以下ヲ指揮監督ス
刑事部長ハ刑事警察事務ノ執行ニ關シ警視總監ノ命ヲ承ケ警察署長以下ヲ指揮監督ス
消防部長ハ消防事務ノ執行ニ關シ警視總監ノ命ヲ承ケ消防署長アラサル地ニ在リテハ警察署長以下ヲ指揮監督ス

第十五條 官房主事又ハ部長事故アルトキハ警視總監ニ於テ其ノ廳ノ官吏ヲシテ其ノ事務ヲ代理セシム
第十六條 警視廳ニ監察官二人ヲ置キ警視ヲ以テ之ニ充ツ
監察官ハ警視總監ノ命ヲ承ケ警察事務ノ實況ヲ監察ス

第十六條ノ二 警視廳ニ工場監督官ヲ置キ理事官及技師ヲ以テ之ニ充ツ
工場監督官ハ警視總監ノ命ヲ承ケ工場法施行ニ關スル事務ヲ掌ル

第十六條ノ三 警視廳ニ建築監督官ヲ置キ理事官又ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ
建築監督官ハ警視總監ノ命ヲ承ケ市街地建築物法施行ニ關スル事務ヲ掌ル

第十七條 警視及消防司令ハ監察官並内務大臣ノ指定シタル警察署及消防署長タル者ヲ除クノ外總監官房又ハ部ニ屬シ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十八條 總監官房及各部ニ分課ヲ設ケルコトヲ要スルトキハ警視總監之ヲ定メ内務大臣ニ報告スヘシ

第十九條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第二十條 警部ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生事務ヲ分掌シ部下ノ警部補及巡查ヲ指揮監督ス

第二十一條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第二十二條 消防士ハ上官ノ指揮ヲ承ケ消防事務ニ從事シ部下ノ消防手ヲ指揮監督ス

消防機關士ハ上官ノ指揮ヲ承ケ消防機關ノ運用ニ從事ス

第二十三條 警視廳ニ工場監督官補ヲ置キ屬又ハ技手ヲ以テ之ニ充ツ

工場監督官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ工場法施行ニ關スル事務ニ從事ス

第二十三條ノ二 警視廳ニ建築監督官補ヲ置キ屬又ハ技手ヲ以テ之ニ充ツ

建築監督官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ市街地建築物法施行ニ關スル事務ニ從事ス

第二十四條 技師ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

第二十五條 通譯ハ上官ノ指揮ヲ承ケ翻譯通譯ニ從事ス

第二十六條 警部補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生事務ニ從事シ部下ノ巡查ヲ指揮監督ス

第二十七條 東京府下ニ五十七警察署ヲ置ク其ノ管轄區域ハ内務大臣之ヲ定ム

警視總監必要アリト認ムルトキハ警察署ノ下ニ警察分署ヲ置クコトヲ得

第二十八條 警察署長ハ警視又ハ警部、警察分署長ハ警部ヲ以テ之ニ充ツ但シ警察分署長ハ警部補ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

警察署長及警察分署長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ其ノ主管ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第二十九條 東京市内及第三項ノ規定ニ依ル編入區域内ニ於ケル水火災ノ警戒防禦ヲ掌ラシムル爲メ六消防署ヲ置ク

各消防署ノ管轄區域ハ警視總監之ヲ定ム

警視總監ハ土地ノ狀況ニ依リ内務大臣ノ認可ヲ受ケ東京市接近町村ノ全部又ハ一部ヲ消防署ノ管轄區域ニ編入スルコトヲ得

警視總監ハ必要アリト認ムルトキハ消防署ノ下ニ消防分署ヲ置クコトヲ得

(六) 特設消防署規程(大正八年七月十六日勅令第三百五十五號)

第二十九條ノ二 警視總監必要アリト認ムルトキハ第三條及前條第一項ノ規定ニ拘ラス消防署ヲシテ其ノ管轄區域外ノ水火災ノ警戒防禦ニ應援セシムルコトヲ得

第一條 水火消防ニ關スル事務ニ從事セシムル爲メ大阪府、京都府、神奈川縣、兵庫縣及愛知縣ニ通シテ左ノ職員ヲ置ク

警視	專任一人	奏任
消防士	專任二十九人	判任
消防機關士	專任十四人	判任

第三十條 消防署長ハ消防司令又ハ消防士、消防分署長ハ消防士又ハ消防機關士ヲ以テ之ニ充ツ

消防署長及消防分署長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ其ノ主管ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第三十一條 警視廳ニ巡查及消防手ヲ置ク判任待遇トス

第二條 大阪市、京都市、橫濱市、神戸市及名古屋市並第三項ノ規定ニ依ル編入區域内ニ於ケル水火災ノ警戒防禦ヲ掌ラシムル爲メ大阪府ニ四消防署、京都府、神奈川縣、兵庫縣及愛知縣ニ各二消防署ヲ置ク

各消防署ノ管轄區域ハ知事之ヲ定ム

知事ハ土地ノ狀況ニ依リ内務大臣ノ認可ヲ受ケ第一項ノ市ノ接近町村ノ全部又ハ一部ヲ消防署ノ管轄區域ニ編入スルコトヲ得

巡查及消防手ニ關スル規程ハ内務大臣之ヲ定ム

第三十二條 警視廳ニ警察練習所及消防練習所ヲ置ク

警察練習所ハ警察ニ從事スル職員、消防練習所ハ消防ニ從事スル職員ノ教習訓練ニ關スル事項ヲ掌ル

第三十三條 警察練習所長ハ警務部長、消防練習所長ハ消防部長ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ承ケ其ノ主管ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

附則
本令公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三條 知事必要ト認ムルトキハ消防署ヲシテ其ノ管轄區域外又ハ其ノ府縣外ノ水火災ノ警戒防禦ニ應援セシムルコトヲ得

第四條 警察部長ハ知事ノ命ヲ承ケ第一條ノ職員、消防手及消防員ヲ指揮監督ス

第五條 第一條ノ警視ハ警察部ニ屬シ上官ノ命ヲ承ケ消防事務ヲ掌リ其ノ執行ニ關シ上官ノ指揮ヲ承ケ消防士、消防機關士、消防手及消防員ヲ指揮監督ス
大阪府ヲ除クノ外第一條ニ掲クル府縣ニ在リテハ知事ハ警察部勤務ノ警視ヲシテ前項ノ規定ニ依ル職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第六條 消防士及消防機關士ハ警察部、消防署又ハ消防分署ニ屬シ上官ノ指揮ヲ承ケ消防事務ニ從事ス
消防士ハ上官ノ指揮ヲ承ケ部下ノ消防手及消防員ヲ指揮監督ス

第七條 消防署長ハ消防士、消防分署長ハ消防士又ハ消防機關士ヲ以テ之ニ充ツ

消防署長及消防分署長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ其ノ主管ノ事務ヲ掌リ部下ノ職員ヲ指揮監督ス

第八條 第一條ニ掲クル府縣ニ消防手ヲ置ク判任官ノ待遇トス

消防手ハ警察部、消防署又ハ消防分署ニ屬シ上官ノ指揮ヲ承ケ消防事務ニ從事ス

消防手ニ關スル規定ハ内務大臣之ヲ定ム

第九條 第一條ニ掲クル府縣ニ消防員ヲ置クコトヲ得
消防員ハ消防署又ハ消防分署ニ屬シ上官ノ指揮ヲ承ケ消防事務ニ從事ス

消防員ニ關スル規定ハ知事之ヲ定ム

第十條 本令ニ依ル消防ニ關スル經費ハ其ノ國庫ニ屬フルモノヲ除クノ外府縣警察費ノ支辨トス

附則

本令ハ大正八年七月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ神奈川縣ニ在リテハ同年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

大阪市消防規程ハ之ヲ廢止ス

大阪市消防規程ニ依ル警視、消防士及消防機關士ニシテ本令施行ノ際現ニ其ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレザルトキハ同官等俸給ヲ以テ各當該官ニ任セラレタルモノトス

(ハ) 消防組規則

(明治二十七年二月九日勅令第 十五 號)

第一條 府縣知事ハ職權又ハ市町村ノ申請ニ依リ水火災ノ警戒防禦ノ爲メ消防組ヲ設置スルコトヲ得

第二條 消防組ノ設置區域ハ市町村ノ區域ニ依ルヘシ但シ土地ノ狀況ニ依リ市町村内ニ於テ適宜區域ヲ定ムルコトヲ得

第三條 消防組ハ組頭一人小頭若干人及消防手若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

組頭及小頭ハ警察部長若クハ其ノ委任ヲ受ケタル警察署長之ヲ命免ス

消防手ハ警察署長之ヲ命免ス

第四條 組頭ハ警察官ノ命ヲ承ケ部下ノ指揮取締ニ任シ庶務ニ從事ス
小頭ハ組頭ヲ助ケ組頭差支アルトキハ之ニ代ハルモノトス

第五條 府縣知事ハ市町村會ニ諮問シ消防組ヲ數部ニ分ツコトヲ得

第六條 消防組ハ府縣知事ニ於テ指定シタル警察署長之ヲ指揮監督ス

消防組ハ警察官ノ指揮ニ從ヒ進退スヘシ但シ火災ニ際シ警察官ノ臨場スル迄町村長又ハ組頭若ハ小頭之ヲ指揮ヲ爲スコトヲ得

第七條 消防組ハ其ノ區域外ノ火災ト雖モ警察署長ノ指揮ニ從ヒ其ノ警戒ニ應援スヘシ

附錄 消防關係法令

危急ノ場合ニ於テ警察署長前項ノ指揮ヲ爲スノ暇ナキトキハ他ノ警察官警察署長ニ代テ其ノ指揮ヲ爲スコトヲ得

第八條 警察部長ハ府縣知事ノ命ヲ承ケテ其ノ地方全體ノ消防組ヲ指揮監督ス

消防組ハ火災警戒ノ爲メニアラサレハ集合若クハ運動スルコトヲ得ス但シ警察部員若クハ其ノ委任ヲ受ケタル警察署長ニ於テ儀式訓練及他ノ災害ノ爲メニ集合運動ヲ命シタル場合ハ此ノ限ニアラス

第九條 消防組ノ服務紀律及懲戒ニ關スル規程ハ府縣知事之ヲ定ムヘシ

第十條 消防組ノ舉動治安ニ妨害アリト認ムルトキハ府縣知事ハ之ヲ解クコトヲ得

第十一條 消防組員ノ手當並ニ被服等ハ市町村會ニ諮問シ府縣知事之ヲ定ム

第十二條 消防組ニ必要ナル器具及建物ハ府縣知事市町村會ニ諮問シ之ヲ定ム

第十三條 消防組ハ市町村ニ於テ之ヲ設備スヘシ前項ノ器具及建物ハ市町村ニ於テ之ヲ設備スヘシ

第十四條 消防組ニ關スル費用ハ其ノ市町村ノ負擔トス

第十五條 消防組ニ關スル費用ハ其ノ市町村ノ負擔トス

第十四條及第十五條 (削除)

第十六條 此ノ規則ヲ施行スル爲メニ必要ナル細則ハ府縣知事之ヲ定ム

第十七條 府縣知事ハ地方ノ狀況ニ依リ此ノ規則ノ全部若クハ一部ヲ準用シ火災ノ警戒防禦ノ爲メ水防組ヲ設ケ又ハ消防組ヲシテ水災警防ノ事務ヲ兼ネシムルコトヲ得

第十八條 北海道ニ於テハ府縣知事ノ職務ハ北海道廳長官之ヲ行フ

東京府郡部ニ於テハ府縣知事ノ職務ハ警視總監之ヲ行ヒ警察部長ノ職務ハ消防署長之ヲ行フ

第十九條 此ノ規則中市ニ關スル規定ハ市町村組合並北海道及沖繩縣ノ區ニ、町村ニ關スル規定ハ町村組合ニ之ヲ準用ス

第二十條 第七條ヲ除クノ外此ノ規則ハ警視廳官制又ハ特設消防署規定ニ依リ設置スル消防署ノ管轄區域ニハ之ヲ適用セズ

(ト) 消防組點檢規則(明治三十三年五月)

第一條 消防組ノ點檢ハ人員、服裝、姿勢、動作及機械器具、其ノ他携帶品ノ操法、分解構成、保存ノ適否ヲ檢査スルモノトス

第二條 點檢ヲ行フトキハ所屬警察署長警察分署長又ハ其ノ代理者ヲ點檢官トシ組頭又ハ小頭ヲ指揮者トス但シ所屬警察署長警察分署長又ハ其ノ代理者在ラサルトキハ組頭ヲ點檢者トシ小頭ヲ指揮者トス

第三條 消防組員ノ集合整頓ノ方法ハ巡查點檢規則ヲ準用ス

第四條 指揮者タラサル小頭ハ前列右翼ニ若シ餘員アルトキハ同左翼ニ列シ尙ホ餘員アルトキハ後列ノ中央ニ歩ノ距離ニ於テ押伍ト爲ルヘシ

第五條 點檢ノ際列員ハ一定ノ服裝ヲ爲シ手袋アルトキハ之ヲ著用スヘシ但シ頭巾ヲ携フルトキハ其ノ組頭ニ掛ケ之ヲ背部ニ負フヘシ

第六條 點檢ハ消防組當番員出務ノ際、現場引上ケノ際及演習ノ際之ヲ行フモノトス

當番員出務ノ際ニ於ケル點檢ニ付テハ機械ノ分解構成ニ關スル檢査、現場引上ケノ際ニ在テハ動作及機械器具携帶品ノ操法、分解構成、保存ノ檢査ヲ省略スルモノトス但シ現場引上ノ際ニハ機械器具、被服

其ノ他携帶品破損ノ有無ヲ特ニ嚴重檢査スヘシ

第七條 機械、器具ニシテ使用シタルモノニ洗滌ノ後修繕シタルモノハ竣工ノ後警察官ニ於テ點檢スヘシ

其ノ在ラサルトキハ組頭又ハ小頭ニ於テ點檢スヘシ

二 消防歌

(其の一)

抑 吾 吾 火 消 人
水 火 震 災 其 の 他 に
不 時 の 大 事 の 有 る 時 は
家 を も 身 を も 打 忘 れ
一 意 專 心 其 の 事 に
當 り て 任 務 果 す べ し
其 の 任 務 を ば 果 す に は
第 一 勇 氣 の 氣 象 に て
第 二 は 規 律 整 正 に
協 同 一 致 の 精 神 ぞ
此 の 精 神 の 失 せ ん に は
縱 令 見 かけ が 揃 ふ と も
形 ば かり の 土 人 形
何 の 用 に か 立 ち 得 べ き

附錄 消防歌

我等は 茲に 意を 注ぎ
いざて ぶ時は 忽に
出でて 働く 備あり
警鐘一 打夢さ めて
唸 唸 唸 不 時 呼 集
すは 事と 云ふ 暇なく
直ちに 馳せて 其の 部 掌
事の 先後を 辨へて
盡す 腕なみ 君見ずや
斯くて 困苦の 其の 人を
災禍の 中に 救ひ 出し
喜び 分つ 其の 時は
心や 如何に 春の 風
之れぞ 誠の 火消 人
之れぞ 誠の 火消 人
(其の二)

花は 櫻木 人は 武士
御國を 守る 兵士と
郷里を 守る 精神は
同じく これや 義侠 兵
事に 大小 差は あれど

危険を冒して顧みず
水火の難に赴くの
義勇はなにか異らむ
勅令畏み同志をば
語らひ集め組織せる
源遠く且清く
吾等消防の組員は
流るゝ水の止まらず
進む時勢に遅れじと
施設經營撓みなく
勵精こゝに二十餘年
歴史や如何に來方を
知らまく思ふ人あらば
金の馬簾の標號を
請ふ見よ語りて餘りあり
自畫や自讃にやらねども
鍛ひし腕に覺えあり
脾肉の嘆のそれならで
準備は常に整へり
若しそれ警鐘耳をさき
驚破や丸寝の夢破れ

突如繰出す其の時も
沈着機敏將た熱心
猛火は天を焦すとも
洪水地をば浸すとも
剛膽事に従ひて
奏効せずむば止むべきか
是れぞ我等の眞本領
是れぞ我等の大主張
協心勉めよ我團員
戮力勵め我團員

三 火災ニ對スル迷信

- 「年」
- 一 初午ノ早イ年ハ火ガ早イ
 - 二 彼岸ノ初午ヲ祭ルトキハ火難アル
 - 三 寒中ニ初午ヲ祭ルトキハ火ニ崇ル
 - 四 酉ノ市ガ三度アル年ハ火災ガ多イ
 - 五 秋ノ彼岸ノ中ニ二十五夜月見ニ當ルトキ祭り事スレバ火難アル
 - 六 正月ノ餅ヲ十二月二十七日、二十九日ニ搗クトキハ火災ニ罹ル

- 七 正月ノ三日間ノ内ニ火吹竹ヲ作り其ヲ神棚ニ上ゲ置キ火事ノトキ之ヲ以テ吹ケバ類焼ヲ免ル
 - 八 丙午ノ年ノ女ハ一代ニハ夫ノ死別カ火事ニ遇フ
 - 九 毎年五月五日ノ朝寒中ノ汲ミ水ヲ貯ヘタルモノヲ屋根ノ上ニ置ケバ火難ハ其年ニ免カル
 - 十 庚申ノ年ニ家屋建築ヲナストキハ火難アル
 - 十一 庚申ノ年ニ猿ヲ撃ツトキハ其家ニ火難アル
- 「日」
- 一 犬ノ日ニ餅ヲ搗キ其餅ヲ犬カ喰ヒ殘シタ餅ヲ鳥ガ喰ハヘ屋根ニ登ルトキハ其家ヨリ火事ガ起ル
 - 二 五黄ノ日ニ屋根替ヲスルト火ニ崇ル
 - 三 冬至ノ日ニ蕎麥ガヲヲ焚クト火事ニ罹ラヌ
 - 四 丑ノ日ニ取灰ヲナスト火事ガ起ル
 - 五 寅ノ日ニ取灰ヲナスト火事ガ起ル
 - 六 丑ノ日ニ大掃除ヲナセバ火災其他ノ不幸アリ
 - 七 正月ノ初丑ノ日ニ取灰ヲナシ川ニ流スト火事ニ罹ル
 - 八 舊曆ノ十月亥ノ日(俗ニイノコ)ニ糶白ヲ挽クト火事ニ遇フ
 - 九 丑寅ノ日ニ家ヲ建ツルト火難ガアル
 - 十 丑寅ノ日ニ餅ヲ搗クト火ニ崇ル

附録 火災ニ對スル迷信

- 十一 三隣亡(曆ニアル)ノ日ニ屋根替ヲスルト火事ガ起ル
- 十二 土用ノ丑ノ日ニ汲ミ置キタル水ヲ土用ノ丑ノ日ニ屋根ニ撒ケバ火災ニ罹ラヌ
- 十三 地火ノ日ニ蒔キタル作物ヨリ三年間續クテ種子ヲ採ルトキハ火ニ崇ル
- 十四 午ノ日ニ田植ヲナセバ火ニ崇ル
- 十五 午ノ日ニ田植ヲナシタル藁ニテ屋根ヲ葺クト火ニ崇ル
- 十六 寅ノ日ニ衣類ヲ截ツト火事ニ遇フ
- 十七 卯ノ日ニ衣類ヲ截ツト焼ケ穴ガ出來ル
- 十八 午ノ日ニ麥ヲ蒔キ其稈ヲ燃スト其灰ヨリ火災ガ起ル
- 十九 酉ノ日ニ家ヲ建ツルト火ガ早イ
- 二十 二月八日ト十二月八日ニ人糞ヲ日光ニ晒スト火ヲ招ク
- 二十一 十一月ノ初申ノ日ニ夜業ヲナストキハ火事ニ遇フ
- 二十二 酉ノ日ニ取灰ヲナストキハ火事ガ起ル
- 二十三 酉ノ日ガ月ニ三回若ハ十一月中ニ三回アルトキハ火事ガアル

- 二十四 寅ノ日ニ繩ヲ垣根結ヒニスルト火ニ崇ル
- 二十五 午ノ日ノ晩カラ白ヲ摺レハ火事ニ罹ル
- 二十六 月ノ二十四日又ハ酉ノ日ニ取灰ヲナセバ火事が起ル

「家」

- 一 寒ノ中ニ煤ヲ掃フトキハ火ニ罹ル
- 二 蜂ノ巢ヲ門口ニ吊シ置ケバ火災ヲ免ル
- 三 屋上ノ鬼瓦ヲ水ト云フ字ニシテ置ケバ火災ヲ免ル
- 四 火ノ用心ト紙ニ書キ其傍ラニ鶏ヲ畫キテ之ヲ竈ノ附近ニ貼付タルト火災豫防トナル
- 五 夜下リノ蜘蛛ノスルトキハ附近ニ火事が起ル
- 六 住家建築中降雨ニ遇フコトナケレバ其家ハ火災ニ罹ル
- 七 家ニ馬ノ入ルトキハ火事ニ罹ル
- 八 寒ノ中種子油ヲ室内ト土間ニ落シ散ラスト火事が起ル
- 九 「往宋名元忌知君是火積大金輪王勅」ト書シ家ノ入口ニ貼付シ置ケバ火災除トナル
- 十 寒中ニ油ヲ「コホス」ト火事ニ遇フ、此ノ難ヲ免ルルニハ「コホシタ」人カ水浴スレバ免ルルト云フ
- 十一 燈ガ家屋内ニ舞込ムト火難ガアル

- 十二 家ニ鼠カ居ナクナルト火事がアル
- 十三 穢チ夜中家ニ入レルト火事が起ル

「雷」

- 一 雷火ニ因ル火災起リタルトキハ織機ニ使用スル竹棒ニ火ヲ點シ之ヲ振り卷ケバ鎮火スル
- 二 落雷ニ依ル火災ニハ古キ物乾竿ニ火ヲ點シテ迎ヒ火スレバ鎮火スルト云フ
- 三 三ツ雷ハ火ニ崇ル
- 四 落雷ニ依ル火災ニハ小便水ヲ掛ケレバ延焼ヲ免ルト云フ
- 五 落雷ニ依リ火災ノ起リシ際ハ其附近ノ家屋ニ「オシメ」乳兒ノ使用スル」ヲ張ルト類焼ヲ免ル
- 六 寒中ニ雷鳴ルト火事が多イ

「寒」

- 一 寒中竈ヲ新設又ハ修繕スルト火事ニ遇フ
 - 二 寒中水冠リ(俗ニ寒ノ水)ノ殘シタ水ヲ屋根ニカケ置ケバ火災ニ罹ラヌ
 - 三 寒ニ庚申ヲ祭ルト火ニ崇ル
 - 四 寒中ニ木綿ヲ燃スト火ニ崇ル
- 「夢」
- 一 火災ノ夢ヲ見ルトキハ類焼ノ虞アリト稱シ自家ノ

大黒柱ニ水ヲ打テバ此ノ厄ヲ免ル

- 一 鷄ガ宵ニ鳴クトキ若ハ靴鷄ガ時ヲ告グルトキハ火災アルカ又ハ何等カノ變災アリ
- 二 夜颯(一聲)鳴クト火事がアル
- 三 「雜」
- 一 月ノ周圍ニ近ク星ノアルトキハ其夜火災ガ起ル
- 二 火災ニテ馬ガ火ヲ怖レテ厩ヲ出テザルトキハ男子ノ禪ヲ手綱トシテ牽キ出セバ容易ニ出ツル
- 三 火事ノ時ハ女ノ禪ヲ屋根又ハ軒先ニ立ツレハ類焼ヲ免ル
- 四 屋敷内ニ茶ノ木ヲ植レバ火災ノ虞アリ
- 五 火事ノ時「消防モ垣ノ許マテ來タナレド亦大ナレバ其所ニ火止ムル」ト讀ミ歌ヲスルト類焼ヲ免カル
- 六 火事ノ起リタルトキ隣家ノ屋根ニ尿ヲ掛ケレバ類

「宵鳴」

- 一 燒ヲ免カル
- 七 火事ノ時石臼ヲボニ浸スト類焼ヲ免カル
- 八 茶釜ニ水ヲ入レテ沸カシ絶ヘス「ゲン」ト音ノスルトキハ火事がアル
- 九 不動尊ニ不敬ノ行爲ヲスレバ火ニ崇ル
- 十 猫ニ水ヲ掛ケレハ火ニ崇ル
- 十一 舊曆十月三十日(惠比壽講)過ギマテ茄子ノ木ヲ畑ニ置クトキハ火ニ崇ル
- 十二 秋葉神社ノ札ヲ家宅ニ貼付スレバ火災ニ罹ラヌ
- 十三 秋葉神社ノ御札ガ千枚アルト火災ヲ免カル
- 十四 犬ノ遠吠シタルトキノ夜ハ火事が起ル
- 十五 普請ノ投餅ヲ焼キ食スルトキハ火災ニ罹ル
- 十六 火鉢ノ殘火ノ豫防ニ火箸ヲ交叉シ差シ置クトキハ火事ヲ起サヌ
- 十七 朝藤晚繩ヲ燒クト火事ニ罹ル
- 十八 天空ニ火柱ガ立ツト世ノ中ニ火災ガ流行ス
- 十九 月經中ノ女カ爐ヲ跨クト火ノ過チヲ受ク
- 二十 爪ヲ火ノ中ニ飛バスト火ニ崇ル
- 二十一 水ト云フ字ヲ三字紙ニ大書シ家ノ裏口ニ貼リ置ケバ其家ヨリ火事ハ起ラヌ
- 二十二 竈ノ上位ニ秋葉神社ノ御札ヲ貼付シ七五三繩

附錄 火災ニ對スル迷信

請 道 具	損 料		
鐵骨見二杯塗	白 色 ト ハ イ ン	ク レ ン 錆 止 並 ニ 三 回 塗 仕 上 足 代 共	
一	一	一	一
式	式	一	一
一七〇〇	一八二八	一七〇〇	一八二八
一	一〇三	一	一〇三

附
錄
終

大正十二年二月十八日印刷
大正十二年二月二十三日發行

(消防練習書奥附)
定價金壹圓貳拾錢

不
許
複
製

著
者
松
華
堂
編
輯
部

發
行
者
兼
橫
尾
清

東京市神田區錦町一丁目十二番地

印
刷
所
三
榮
印
刷
社

東京市麴町區飯田町四丁目三番地

發
行
所
東
京
市
神
田
區
錦
町
一
丁
目
十
二
番
地
電
話
二
六
四
三
番
振
替
口
座
東
京
一
一
九
四
番
松
華
堂

502
200

終